

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 9 日現在

機関番号：12102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2010～2012

課題番号：22652033

研究課題名（和文） 中国碑帖拓本の文献学的研究—図書館と美術館をつなぐ—

 研究課題名（英文） Philological Study of Chinese Books of Rubbings
: Mediating Libraries and Art Museums

研究代表者

菅野 智明 (KANNO CHIAKI)

筑波大学・芸術系・准教授

研究者番号：90272088

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、国内外の図書館および博物館に収蔵される中国の碑帖拓本について、書誌の標準化、目録化を図り、拓本資料を広く活用するための基盤を整理することにある。三か年の研究の結果、拓本の書誌の標準化には「日本目録規則」および NACSIS-CAT に極力準拠し、それらとの整合を図りつつ「中文拓片編目規則」の成果を導入するのが、現在最も有効であることを導いた。また、法帖のデータベースを構築するに際し、偽刻・翻刻の鑑別についても、具体例によって一定の方法論が明示できた。今後、この成果を踏まえ、拓本の目録化に向けて更に検討を重ねたい。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to establish a bibliographic standard for Chinese books of rubbings in the possession of libraries and museums inside and outside Japan and promote the cataloging of them in order to provide a foundation for the widespread utilization of rubbing documents. This three-year study concludes that the most effective way at present to establish a bibliographic standard for rubbings is to comply with the Nippon Cataloging Rules and the National Center for Science Information Systems Cataloging System (NACSIS-CAT) as far as possible, while introducing the results of Cataloging Rules for Chinese Rubbings in a form that maintains coherency with the first two rules. The study also presents a methodology to discriminate between false and reproduced versions with tangible examples in constructing a database for copybooks printed from the works of old calligraphy masters. Based on these results, further examination will be made with respect to the cataloging of rubbings in a future study.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	900,000	0	900,000
2011 年度	700,000	210,000	910,000
2012 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	420,000	2,720,000

研究分野：中国書学、中国書法史

科研費の分科・細目：文学、各国文学・文学論

キーワード：書誌学、文献学、中国文学、中国史、美術史、芸術学、図書館学

1. 研究開始当初の背景

(1) 拓本の書誌的整理における課題

碑帖拓本の書誌に対する扱いは、例えばそれらを所蔵する図書館での書誌記述は、然るべき目録規則に準ずるが、実は、拓本の特성에応じた固有の基準は設けられていない。一方で、碑帖拓本は、美術館・博物館に所蔵されることも多い。しかし、この場合も書誌記述に統一した基準が設けられるわけではない。

したがって、現在は、所蔵機関が独自に『拓本目録(金石目録、碑帖目録)』などを作成し、個別に対応する状況にあるが、その際、資料名の記述といった基本的な書誌記述から統一を欠くなど、拓本資料の利用者に対し、まぢまぢの情報しか提供できていない実情にある。

(2) 既往研究の現状

拓本の書誌を専門に扱った研究は少ない。岩坪充雄「唐様法帖の書誌学的問題点」(『文京学院短期大学紀要』5号)は、この方面の先鞭で、和製拓本を対象にそれが『国書総目録』に掲げられない点など、基本問題の提起を主とするが、本邦の所蔵拓本でも主要な位置を占める中国の拓本には言及がない。また、博物館・美術館における中国拓本の目録化を課題とした研究も僅かに見られるが、書誌記述の標準化という点で、なお検討の余地を残す。

2. 研究の目的

(1) 基本方針

以上に鑑み、本研究は、国内外の図書館および美術館・博物館に収蔵される中国の碑帖拓本について、その書誌記述の標準化を図り、拓本資料を広く活用するための基盤整備を目的とする。特に上記した各機関作成の既存の目録や海外での先導的な成果を比較検討しつつ、本邦の図書館および美術館・博物館が導入可能な、具体的かつ現実的な標準化案の提起し、それを踏まえた各機関所蔵拓本のデータベース構築の端緒を拓こうとするものである。

(2) 対象・範囲

本研究では、さしあたり中国の碑帖拓本における書誌に対象を限定することにする。上記のように、中国の拓本は、日本における拓本所蔵各機関でも主要な一類を成しており、これに着目することによって、本国の研究成果を参照できる点に利がある。また、成果を漢字圏に広く波及させるうえでも重視する必要がある。

かかる中国の拓本に関し、本研究では、第一に各機関における拓本の整理状況および所蔵目録の現状、第二に拓本および各種資料に

関する目録規則、第三に具体的な拓本を例とした書誌記述例、といった三つの側面から研究を進めることにする。

(3) 本研究の特色・意義

本研究は、その副題に「図書館と美術館をつなぐ」としたとおり、所蔵機関の壁を取り払い、横断的に拓本資料利活用の公共性を模索するものであり、拓本を利活用する研究領域が多岐にわたることから、学際的な性格を持つことが大きな特色と言える。拓本資料の個別研究は、それぞれの領域で進められてはいるが、その書誌記述の標準化から、それを更に公に供しようという視点は、従来にない新しい発想である。

また、本研究は、その成果によって、各所蔵機関の自発的なデータ化・目録化を促す役割が期待され、例えば同一被拓物を単位とした横断的なデータベース構築のためにも、その重要な基盤になり得る。更には、拓本とともに狭義の書籍には収められない文献資料の書誌的検討に際しても、一定の貢献が見込まれる。

3. 研究の方法

(1) 予備的検討

検討に際し、各種資料の収集を進める。その一つは、拓本を所蔵する各機関が作成する目録類である。各目録の収集に際しては、WEB上の「全国漢籍データベース」および「cinii」を利用するとともに、両データベースに登録されていない大学図書館や文庫、博物館、美術館等については、個別に当該の目録・図録を収集する(主に複写)。また、同一拓本の複数版本を多く調査する必要があるため、影印出版されているものについては、それらを購入・複写するようにし、各所蔵機関が独自にWEB上で公開している拓本目録も対象に加える。

二つ目として、目録規則の類である。ここでは、図書館サイドで普及が進んでいる広域的な目録規則の各種を中心とする。特に中国では、拓本専用の目録『中文拓本編目規則』(Cataloging Rules For Chinese Rubbings、以下CRCR)が制定されており、先導的成果として注目される。これに加え、同じくISBN(国際標準書誌記述)に準拠した、本邦の『日本目録規則』(以下NCR)も対象とし、比較検討の材料とする。

(2) 調査

国内外の各機関を実地に調査し、その書誌記述・目録作成の実態、および実際の拓本資料との整合等を確認する。あわせて、各機関における担当司書・研究員等からお話を伺い、当該機関の書誌的対応について理解を深める。

海外では、2010年度に国立故宫博物院(台北)に赴き、同院の書画処処長・何伝馨氏より、ご教示を賜った。2011年度は中央美術学院図書館(北京)において、同館の安永欣氏からご教示を賜るとともに、所蔵の拓本を実地に調査する機を得た。2012年度は、インターネットにおいて所蔵拓本の書誌を公開している中央研究院・傅斯年図書館において、蔵品の幾つかについて、公開の書誌と対照させつつ実見した。

国内では、法帖のデータベース化に向けた基礎考察を重視し、特に『偽絳帖』全12巻を一例として取り上げて実見調査を行った。調査対象は、2010年度は国立国会図書館、2011年度は立命館大学、大阪大学、東洋文庫とした。

(3) 考察

考察に際しては、上述のように、①各機関における拓本の整理状況および所蔵目録の現状、②拓本および各種資料に関する目録規則、③具体的な拓本を例とした書誌記述例といった主に三つのアプローチを設ける。①に関しては、収集の各目録類と、上記の「全国漢籍データベース」や「cinii」等のデータベースとの比較対照も視野に入れる。②では、上掲のCRCRおよびNCR等の諸規則と、①の目録類との対応の状況も検討する。また、③の具体的な拓本の調査に関しては、『偽絳帖』を例に取りあげ、当該法帖を所蔵する各機関が作成した書誌情報をはじめ、所刻の書蹟の相互比較、装幀や木箱等の収蔵状態、鑑蔵印の有無といった諸データを収集する。また、現物資料(影印本含む)と文献史料の相互検討を行い、歴代の諸文献から「偽刻法帖」成立の歴史的背景やその刊行実態に迫る。なお、以上に加え、拓本と碑帖との関係、とりわけ碑帖の語義の問題についても取り上げることにした。

4. 研究成果

(1) 碑帖の語義に関する考察

通常、「碑帖」の語を用いる場合、書の手本・鑑賞資料となる拓本を想定することが多いが、厳密には「碑」と「帖」は別物であり、それらの語が拓本を指し示さない場合もある。各機関では、拓本資料の他資料からの識別は比較的容易にできて、それが碑なのか帖なのか、或いはいずれでもない拓本なのか、当該資料の元来の資料名からは判断のつきかねることも想定される。この研究では、従来十分に定説を見ない「碑」と「帖」の区別、そして総称としての「碑帖」の語義について、大よそ以下のように見ておくことが穏当と結論した。

碑：メディアとして定式化された筆写文字の

石刻(石刻文)と、その拓本(碑拓)。仮に石以外の硬質材メディア(直接採拓可能な款識あり)を碑とともに総称する場合は「金石」等の語が相応しい。

帖：書の方面では、尺牘を中心とした小片の紙絹への筆写文字メディアで、後代の書的评价が明瞭なもの(法帖)。その臨摹・刻帖(拓本の法帖)による複製も含む。実用面では、特に日本における折本(経折装)形式のメディア。中国においては「名帖」「請帖」「庚帖」等、「帖」語が定着した一部特有のメディア。

碑帖：狭義では、碑拓と刻帖の総称で、書の方面から評価された意味合いを強める。なお、ともに拓本の形態をとる碑拓と刻帖の区別は、被拓物がオリジナルメディアか、または複製であっても、その対象が独立したメディアとなった経歴があるか否かという点を基準とする。広義では、金石拓も含めて拓本一般の総称としても可と判断される。(下記5. [雑誌論文] ④参照)

(2) 拓本所蔵各機関の拓本目録について

各機関が作成する拓本目録には、上述のように至って総合的なものから、展覧会カタログのような簡易なものまで多様に存するが、ここでは高橋継男『中国石刻関係図書目録(1949-2007)』所掲の15機関(専門研究機関・公立図書館・大学附属図書館・博物館・美術館等)の目録を対象にするほか、京都大学人文科学研究所東アジア人文情報学研究中心がインターネット上に開設するデータベースの書誌データも対象に加え、それらの書誌記述対象、記述項目が、どのように設定されているかを比較考察した。その結果として、以下の点を指摘した。

- ・中国の拓本を書誌記述対象として定義する場合、「被拓物の材質や文字の種類・有無を問わず、中国で制作されたものから採取された拓本の原件」とすることが穏当である。
- ・各目録にみる書誌の記述項目は、累計すると二十にも上り、それらのいずれを据えるかは、目録間で大きくばらついた。これらの項目では、被拓物原件に根差すものが一定の割合を占めたが、それらを目録間で共有するような標準化の手立が求められる。
- ・記述単位は、拓本原件が望ましく、被拓物を単位とすべきではない。ただし、タイトルについての表記は、上記の点から被拓物の同定とその情報の共有化に資する手立が必要である。(下記5. [雑誌論文] ①参照)

(3) 拓本に適用する目録規則について [I]

以上に見た各機関の拓本目録のばらつきは、取りも直さず拓本に対する書誌記述を標準化させるための規則、例えば図書館学で謂う所

の「目録規則」が欠落することによって生じた一面と捉えることができる。では、拓本専用の目録規則の類が皆無かと言えば、実はそうではなく、中国では、国家図書館によって上掲の CRCR が制定されている。CRCR は、ISBD に準拠し、その点から本邦の NCR や国立情報学研究所の「総合目録データベース目録システム」(NACSIS-CAT) との親和性が見込まれる。では CRCR の規則は、特に図書館サイドで NCR や NACSIS-CAT に準拠する本邦において、いかほど導入が可能だろうか。検討の結果、以下のような点を導き得た。

まず記述対象については、無文字拓本・非中国語拓本についても柔軟に範囲に収めるが、影印本など拓本の複製は、それに応じた規則の適用が必要であること、そして、対象とする拓本の形式・用途による類別は、CRCR と本邦各機関の目録でほぼ重なり合うことが明らかとなった。

次に記述項目については、CRCR と NCR は、ともに ISBD に準拠するだけに双方の大枠は共通するが、例えば CRCR の「版本項」等のエリア設定は、NCR の特に和漢古書の扱いと大きな隔たりを見せ、CRCR の単純な導入が困難であると判断した。こうした「版本項」をはじめとし懸隔を以下に調整するかが本邦における目録規則作成上の課題とされる。(下記5. [雑誌論文] ②参照)

(4) 拓本に適用する目録規則について[II]

ところで、書誌の記述上、最も重要な記述項目は、やはりタイトルである。上記のように、CRCR と NCR には見過ごせない懸隔が浮き彫りになったが、それはタイトルの項目についても然りである。CRCR は、基本的に被拓物を基準としたタイトル表記を指針とするが、NCR (和漢古書) では基本的に拓本自体、しかも個々の資料 (item) に根差したタイトル表記を原則とする。CRCR の考え方を踏襲し、NCR に準拠するタイトル表記を目指すとするれば、どのような指針が妥当であるか。ここでは、以下の結論を得た。

- ・ item に被拓物タイトルを備えるものは、採拓物タイトルの有無にかかわらず、それを NCR における「本タイトル」の項目で記述することとし、item 固有の採拓物タイトルおよび便宜的タイトル (被拓物タイトルを略称に変えるなど、目録担当者の側で便宜的に記述したタイトル) は、「注記」の項目で記述するのが望ましい。
- ・ 被拓物タイトル、採拓物タイトルのいずれか一方が備わる場合でも、必要に応じて便宜的タイトルは「注記」に記述するのが望ましい。いずれも備わらない場合は、便宜的タイトルが本タイトルとなる。
- ・ CRCR のタイトル記述の指針は、便宜的タ

イトルを付与する際の基準になり得る。この際、歴史的な参考文献の活用も求められ、その洗い出し・標準化が課題となる。(下記5. [雑誌論文] ③参照)

(5) 個別法帖にみる拓本書誌の基本問題[I]

主として研究分担者・増田による研究である。ここでは、まず国内の諸機関に収蔵される法帖に関する横断的データベースを構築すべく、各種法帖のデータ収集に取りかかった。しかし、本作業を進めるにあたって、同一法帖についての機関間における書誌データの不統一、また「翻刻本」や「偽刻本」の取り扱いの杜撰さ等が大きな問題として持ち上がった。そこで、本研究では特に、法帖のデータベース化の進捗を妨げている「偽刻法帖」の問題について検討することとし、その代表的存在である『偽絳帖』全12巻を取り上げて、現物資料と文献史料の双方から総合的調査を行った。その成果は以下のとおり。

①国内諸機関における『偽絳帖』の収蔵状況

『偽絳帖』とは、北宋年間に『淳化閣帖』の翻刻本としてもっとも流布した『絳帖』の名を冠した純然たる「偽刻本」であり、現在、立命館大学・大阪大学・東洋文庫・国立国会図書館等、国内諸機関に多く収蔵されている。うち上記4機関が所蔵する計5本の『偽絳帖』の実見調査を行った。その結果、現在『絳帖』全12巻として収蔵される法帖は、ほぼ例外なくすべてが『偽絳帖』であるといえる。しかしながら、「偽刻本」と明示する機関は極めて少なく、その多くが『絳帖』として所蔵している。つまり、『偽絳帖』についての各機関の書誌情報は全く統一されていないのである。

②諸文献史料に見える『偽絳帖』

歴代の文献史料に徴する限り、『偽絳帖』なる命名は清代中期の翁方綱によるものであり、彼の残した記述 (『復初齋文集』巻28) がのちの本帖をめぐる諸議論の中核をなした。また、『偽絳帖』とは全くの別本である所謂『絳帖別本』全12巻 (『新增格古要論』巻3等に著録) の存在がその議論をより複雑化させ、現在に至ってもなお統一した事実認定はなされていない。

③『偽絳帖』の成立時期

関連史料を博搜した結果、『偽絳帖』の成立時期は孫承沢『庚子銷夏記』の執筆時期 (清・順治17年/1660) から姜宸英『湛園集』巻8「題絳帖」の執筆時期 (康熙年間(1662-1722)前半頃) と推断した。(下記5. [雑誌論文] ⑤参照)

(6) 個別法帖にみる拓本書誌の基本問題[II]

ここでは、先の研究(5)の検討段階で残されていた諸問題について、引き続き『偽絳帖』を中心的に取り上げて検討を加え、「偽刻法帖」の刊行の実態に迫った。その成果は以下

のとおり。

①『偽絳帖』成立時期の再検討

前稿(5)において引用した姜宸英「題絳帖」は『偽絳帖』の存在を示す初出史料として注目に値するが、具体的年代を記していない。のちの文献史料の調査において、『桃花扇』の作者として知られる孔尚任の著『享金簿』中の記述から、姜宸英「題絳帖」に見えた「司農孔君」とは孔尚任であること、また本跋文は康熙 37 年(1698)に孔尚任所蔵の『偽絳帖』のために認められたこと、更にはこの段階ですでに他の「偽刻法帖」(『星鳳樓帖』)の存在も窺えること、等を指摘した。つまり、康熙 37 年が『偽絳帖』成立時期の下限である。

②『偽絳帖』と他の「偽刻法帖」との関係

清代における「偽刻法帖」の氾濫を端的に示す錢泳『履園叢話』叢話第 9・碑帖「偽法帖」の記述を取り上げて、現存する『偽絳帖』をはじめとする「偽刻法帖」について仔細に分析した。錢泳によれば、当時の蘇州では「偽書画」や「偽法帖」が横行しており、こういった状況の中で『偽絳帖』も販売され、更にはそれをもとにして『星鳳樓帖』・『戲魚堂帖』・『鼎帖』・『潭帖』といった宋代の代表的法帖の名を冠した「偽刻法帖」が盛んに偽造された。各巻頭・巻末の帖名と刊行年月を別紙で偽造した上でそれらを貼り付けたり、装幀や木箱をしつらえたり、また明・項元汴や清・高士奇ら著名な収蔵家の鑑蔵印を偽造・捺印したりすることによって、真の「宋刻」や「宋搨」に仕立て上げたのである。錢泳が言及した如上の「偽刻法帖」の実態を如実に証明するのが、大阪大学所蔵の『偽絳帖』(祝允明・項元汴らの印あり)、国立国会図書館所蔵の『(偽)星鳳樓帖』(巻頭の帖名と巻末の刊記の貼り付け)、影印本『(偽)戲魚堂帖』(所収の王献之「桓山碑(偽蹟)」および潘師旦の偽跋が『偽絳帖』と共通)等である。(下記 5. [学会発表] ③参照)

(7) 今後の課題

拓本における書誌記述標準化の検討は、あくまで本邦の各機関が現実的に導入可能であることを念頭に置いたが、今般、その記述項目の各論的・具体的検討が、タイトル項目に止まったことは遺憾としなければならない。以後、種々の項目について各論的な検討を重ね、最終的には、各拓本の館際的な横断検索が可能なデータベースの構築を目指したい。

また、個別拓本を例とした拓本の書誌記述・真偽鑑別の問題については、純然たる「偽刻法帖」である『偽絳帖』を例に、それが日中を問わず真本『絳帖』として流通し、収蔵されるにいたった状況が浮き彫りになった。いわば「偽」による「真」の駆逐、そして「偽」の「真」への昇格である。こういった転倒現

象はおそらく『偽絳帖』だけではなかろう。「偽刻法帖」を含む膨大な偽蹟の流通と、それらが「書」文化に与えた影響について更なる検討を進めたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ①菅野智明、「中文拓片編目規則」の導入をめぐって—NCR、NACSIS-CAT および各機関所蔵拓本目録との比較から—、芸術研究報、査読有、32 号、2012、37—48 頁
- ②菅野智明、書誌記述の標準化からみた拓本のタイトル—現下の拓本目録および日中の目録規則を視野に—、書論、査読有、38 号、2012、121—133 頁
- ③菅野智明、碑帖の定義と区分を再考する視点—近代来の諸説を踏まえつつ—、中国近現代文化研究、査読有、14 号、2013、1—30 頁
- ④増田知之、『偽絳帖』の再検討(一)、書論、査読有、38 号、2012、152—166 頁
- ⑤菅野智明、中国石刻拓本の目録化状況について—日本における所蔵機関の刊行目録から—、文字文化と書写書道教育、査読無、2011、76—89 頁

[学会発表] (計 3 件)

- ①増田知之、「偽刻法帖」の刊行実態とその意義—『偽絳帖』を中心として—、書論研究会 3 月例会、2013.3.22、大阪市立総合生涯学習センター
- ②菅野智明、書誌記述の標準化からみた拓本のタイトル—現下の拓本目録および日中の目録規則を視野に—、中国近現代文化研究会第 86 回例会、2012.3.18、大妻女子大学
- ③菅野智明、「中文拓片編目規則」の導入をめぐって—NCR、NACSIS-CAT および各機関所蔵拓本目録との比較から—、中国近現代文化研究会第 81 回例会、2011.2.27、大妻女子大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菅野智明 (KANNO CHIAKI)
筑波大学・芸術系・准教授
研究者番号：90272088

(2) 研究分担者

増田知之 (MASUDA TOMOYUKI)
京都大学・文学研究科・講師
研究者番号：60559649

